玉川上水緑道マネジメントプラン

玉川上水緑道の管理運営、整備等の取組方針

令和４年３月

東京都建設局

目次

はじめに・・・６７－３

Ⅰ　玉川上水緑道の基本的事項・・・６７－４
　１　都市計画等
　２　過去の取組等
　３　社会状況等の変化

Ⅱ　玉川上水緑道の開園概要・・・６７－７
　１　開園区域の概要
　２　利用状況等

Ⅲ　玉川上水緑道の目標と取組方針
　１　むこう１０年間を見据えた主な目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７－８
　２　取組方針 ・・・６７－１０
　（１）ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）
　（２）維持管理の取組方針
　（３）運営管理の取組方針
　（４）安全・安心な公園への取組について
　（５）改修・再整備の取組について

Ⅳ　図面・写真・・６７－１９
　現況平面図
　周辺土地利用図（空中写真）
　周辺土地利用図（地図）
　玉川上水緑道の現況写真

＜資料編＞・・・６７－２７
　資料１　パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて
　資料２　玉川上水緑道に関する資料

はじめに

「玉川上水緑道マネジメントプラン」は、平成 27 年３月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

Ⅰ　玉川上水緑道の基本理念と時代の要請

１　基本理念

（１）都市計画の概要

都立玉川上水緑道は、２つの都市計画緑地と１つの都市計画公園の一部を合わせて１つの都市公園として開園している。なお、都市計画決定されていない区域も都市公園として開園している。

①玉川上水緑地（東京）

・名　　称　　東京都市計画緑地第６号玉川上水緑地
・位　　置　　杉並区下高井戸二・三・四・五丁目、久我山一・二・三丁目、和泉二丁目、高井戸西一丁目、上高井戸二・三丁目及び永福一丁目各地内
・面　　積　　17.80ha
・種　　別　　緑地
・決定告示　　（当初）昭和 32 年 12 月 21 日　建設省告示第 1689 号
　　（最終）平成 26 年 3 月 7 日　東京都告示第 269 号

②玉川上水緑地（三鷹）

・名　　称　　三鷹都市計画緑地第３号玉川上水緑地
・位　　置　　三鷹市井の頭一・二・五丁目及び牟礼一・二・三・四丁目各地内
・面　　積　　9.50ha
・種　　別　　緑地
・決定告示　　（当初）昭和 32 年 12 月 21 日　建設省告示第 1689 号
　　（最終）平成 5 年 4 月 6 日　東京都告示第 463 号

③井の頭公園

・名　　称　　東京都市計画公園第７３号井の頭公園　第８・５・１号
・位　　置　　三鷹市井の頭地内
　　武蔵野市御殿山一丁目及び吉祥寺南町一丁目各地内
・面　　積　　40.13ha
・種　　別　　特殊公園（風致以外）
・決定告示　　（当初）昭和 32 年 12 月 21 日　建設省告示第 1689 号

（２）玉川上水緑道の基本的な性格・役割

玉川上水は、承応３年（1654 年）四代将軍家綱のころ、多摩川の水を引いて江戸の上水とするためにつくられた導水路で、取水口である多摩川の羽村から四谷大木戸までの延長約 43km におよぶ。

現在では水路の法面には樹木が自生し、既成市街地に残された帯状の貴重な緑地となっているほか、開渠区間（羽村取水堰から杉並区浅間橋まで）の約 30km については、江戸・東京の発展を支えた歴史的価値を有する土木施設・遺構として、平成 15 年８月に国の史跡に指定されている。

また、上水の中西部の一部区間（立川市から小平市まで）は昭和 36 年に風致地区として都市計画決定されているほか、開渠部分については東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく「玉川上水歴史環境保全地域」として指定されており、歴史・文化的にも自然保護の観点からも貴重な位置づけを持っている。

そのうちの三鷹市牟礼橋から福生市の平和橋間の一部 23.8km と、杉並区内の放射５号線と重複する区間の一部が開園し、多摩地域から区部に至る、貴重な水と緑のネットワークの構成要素となっている。

２　過去の取組等

（１）過去の取組の成果

「玉川上水緑道マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去７年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

〇東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

公園整備を進め、平成 27 年４月から令和３年 12 月までに約 1.6ha を開園した。

〇自然とふれあえる場となる都立公園

ガイドウォークを実施したほか、「環境教育支援ガイドブック」を学校等に配布した。

〇独自の魅力づくりに取り組む都立公園

講演会の実施や、小学校の総合学習において雑木林の観察、調査、保全管理を体験するプロジェクトを実施した。

（２）玉川上水緑道のプログラムと取組内容

本公園は、過去７年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

プログラム：緑道管理のガイドラインがほしい！

取組内容：当緑道は水と緑の骨格軸を形成しており、国の史跡にも指定される歴史文化の豊かな場所だが、樹木は老木化しており、緑道沿いの住宅や通行人への安全対策が急務。そのため関係機関や市民団体等と管理ガイドラインを新たに作成し、より適切な緑道管理につなげる。

３　社会状況等の変化

（１）社会経済情勢

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
・激甚化する気象災害
・東京 2020 大会の開催
・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
・デジタル技術・データの活用の加速
・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

（２）関連する行政計画等

・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
・東京都景観計画（平成 30 年 8 月）
・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
・杉並区「まちづくり基本方針」（平成 30 年 3 月）
・杉並区景観計画（平成 28 年 6 月）
・三鷹市「緑と水の基本計画 2022」（令和 2 年 3 月）
・三鷹市「土地利用総合計画 2022（第 2 次改定）」（令和 2 年 3 月）
・武蔵野市「緑の基本計画」（平成 31 年 3 月）
・武蔵野市「都市計画マスタープラン 2021」（令和 3 年 9 月）

Ⅱ　玉川上水緑道の開園概要

１　開園区域の概要

（１）開園の概要

名　　称　都立玉川上水緑道（たまがわじょうすいりょくどう）
開 園 日　昭和 56 年６月１日
開園面積　146,708.97 ㎡（令和３年 12 月１日現在）
公園種別　都市緑地
所 在 地　福生市、昭島市、立川市、小平市、三鷹市、武蔵野市、杉並区
アクセス　ＪＲ中央線「三鷹」、西武国分寺線「鷹の台」、西武拝島線・多摩都市モノレール線「玉川上水」、ＪＲ青梅線・西武拝島線「拝島」
京王井の頭線「久我山」「富士見ヶ丘」

（２）主な公園施設

牟礼園地、詰所
※園内に管理事務所はない

２　利用状況等

（１）利用概況

緑道として散策などの利用を中心に、生活道路としての利用やサイクリングなど様々な利用がなされている。

（２）利用者動向（推計値）

• 年間利用者数の推移

	２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
年間総計（人）	1,296,771	741,717	754,717	1,203,092	1,334,536

• 月別利用者数の推移

２年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月
年間総数（人）1,296,771	138,461	171,839	128,551	48,459	80,140	60,038
	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
	99,485	93,251	87,665	149,570	114,440	124,872

（３）主な活動団体

該当なし。

（４）主な催し物開催状況（令和２年度実績は資料編参照）

「犬のマナーアップキャンペーン」などを実施している。

Ⅲ　玉川上水緑道の目標と取組方針

１　むこう１０年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう 10 年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【　】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標１：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

【プロジェクト５　都立公園の安全・快適プロジェクト】

適正な樹木剪定や植生管理等とともに、日常的な施設清掃や巡回、マナーアップの呼びかけ等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理の取組、施設管理の取組

■目標２：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト６　水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本緑道は、隣接する東大和南公園、小金井公園、井の頭恩賜公園、高井戸公園等の大規模な都立公園をはじめ、中小の市立公園や児童遊園、社寺林や農地など、周辺のオープンスペースを繋ぎ、広域に渡る緑のネットワークを形成している。

緑の中で安全・快適に散策やサイクリング等を楽しめるとともに、周辺の土地利用に応じて、公園緑地や駅へつながる快適なアクセス路となり、また、地域住民の憩いの場となり、あるいは周辺の市街地や街並みに四季の彩と潤いや賑わいを与えていくなど、本緑道が有する多面的な機能の充実を図っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標３：自然とふれあえる場となる都立公園

【プロジェクト８　自然とのふれあいプロジェクト】

様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：自然体験等の取組、雑木林更新等の取組

■目標４：独自の魅力づくりに取り組む都立公園

【プロジェクト９　都立公園の魅力向上プロジェクト】

公園の魅力を向上させ、利用促進につなげるため、公園の貴重な資源の価値を積極的に掘り起こし、公園独自の魅力をアピールしていく。
また、より多くの方々に公園の魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

◎主な取組確認項目：魅力発掘の取組

■目標５：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト９　都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標６：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト１０　パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民や公園ボランティア、NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていく。
また、デジタル技術の活用などを通した情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組

２　取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

（１）ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能･目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

Ｅ：休息・散策ゾーン

・快適に通行ができる緑道のあるゾーン（全線）

歩行者が安全で快適に通行できるよう対応していく。また、近隣の公園等と連携した利用に対応していく。

Ｑ：外縁部ゾーン

・民有地等や公道に接する緑道の外縁部

本緑道の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。浸水被害防止のための貯留浸透機能が十分発揮される緑地の保全及び植生管理を行う。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボル的な入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図（1）　玉川上水緑道

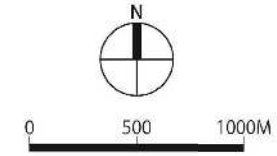

凡　例

記号		名　称
	E	休息・散策ゾーン
	Q	外縁部ゾーン

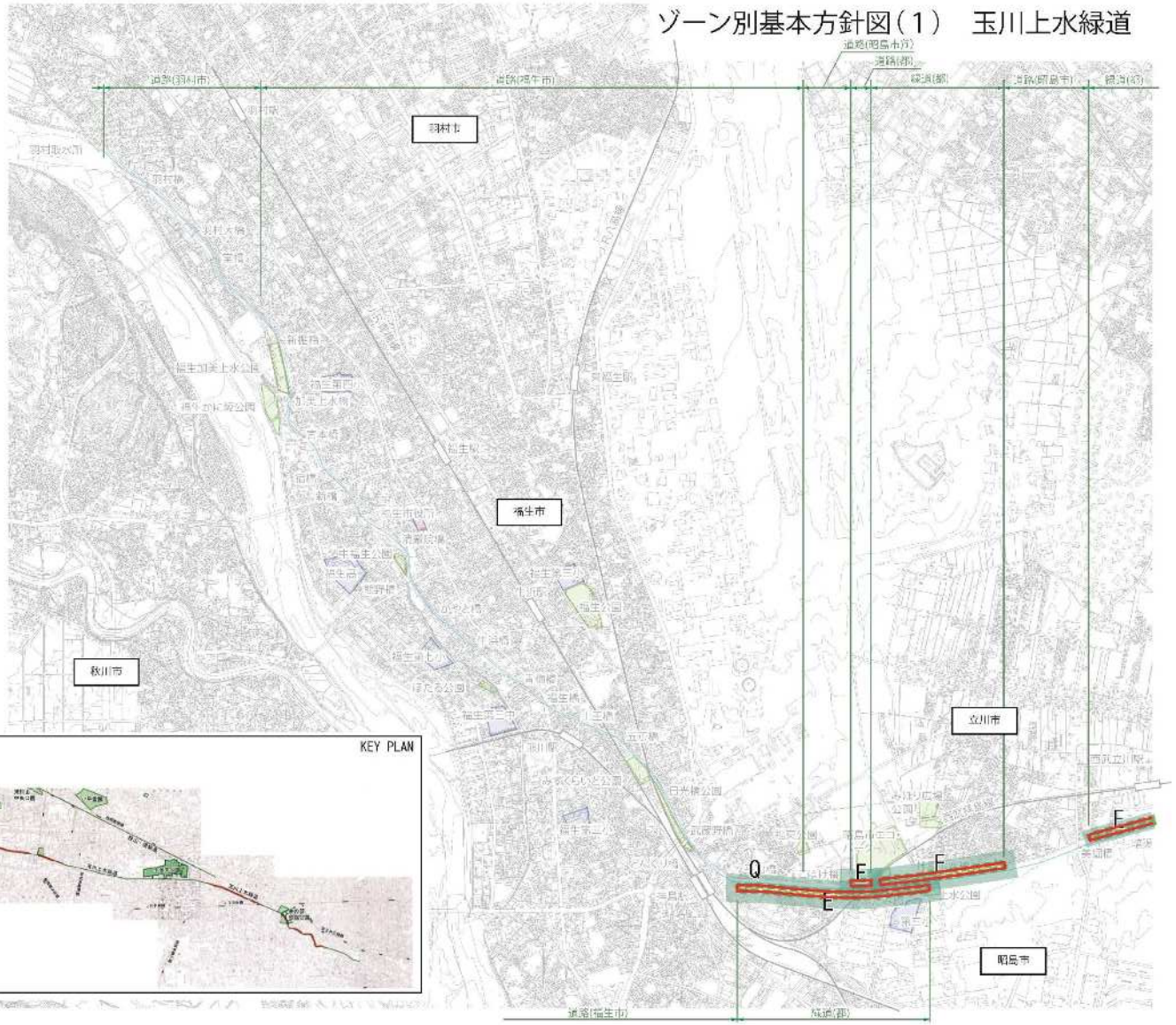

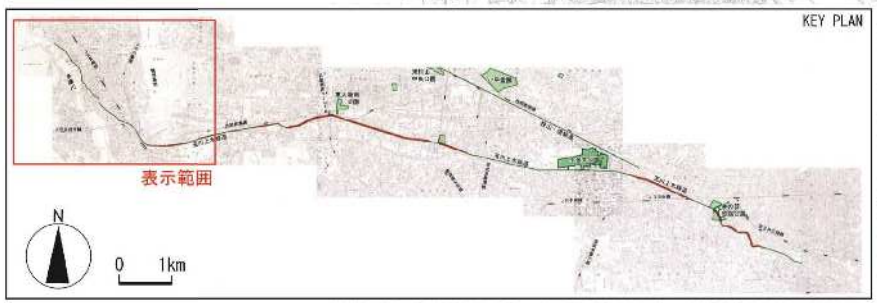

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3総市第交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

ゾーン別基本方針図（2）　玉川上水緑道

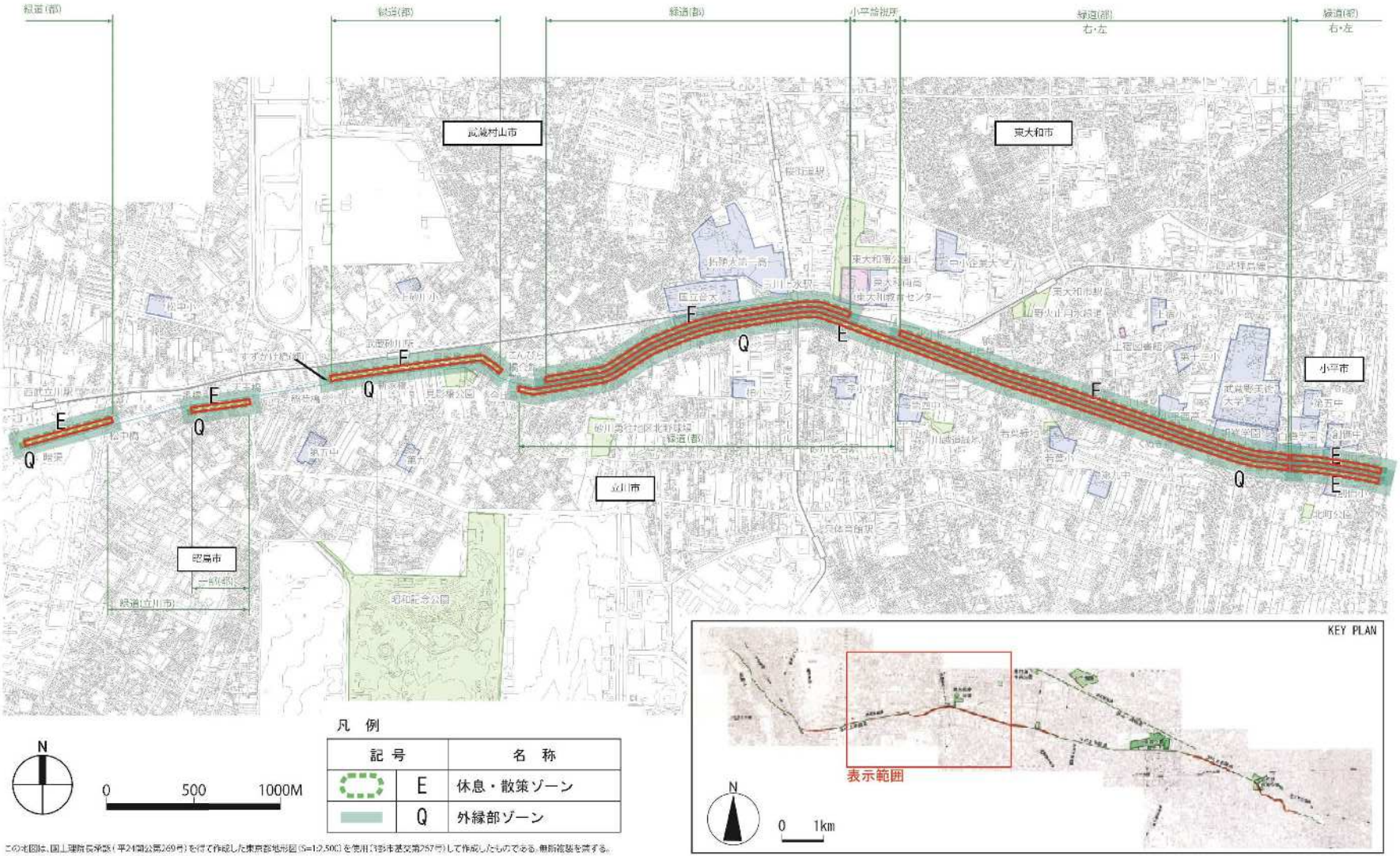

凡　例

記号		名称
	E	休息・散策ゾーン
	Q	外縁部ゾーン

N

0　500　1000M

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（平成18年度交第257号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

ゾーン別基本方針図（3）　玉川上水緑道

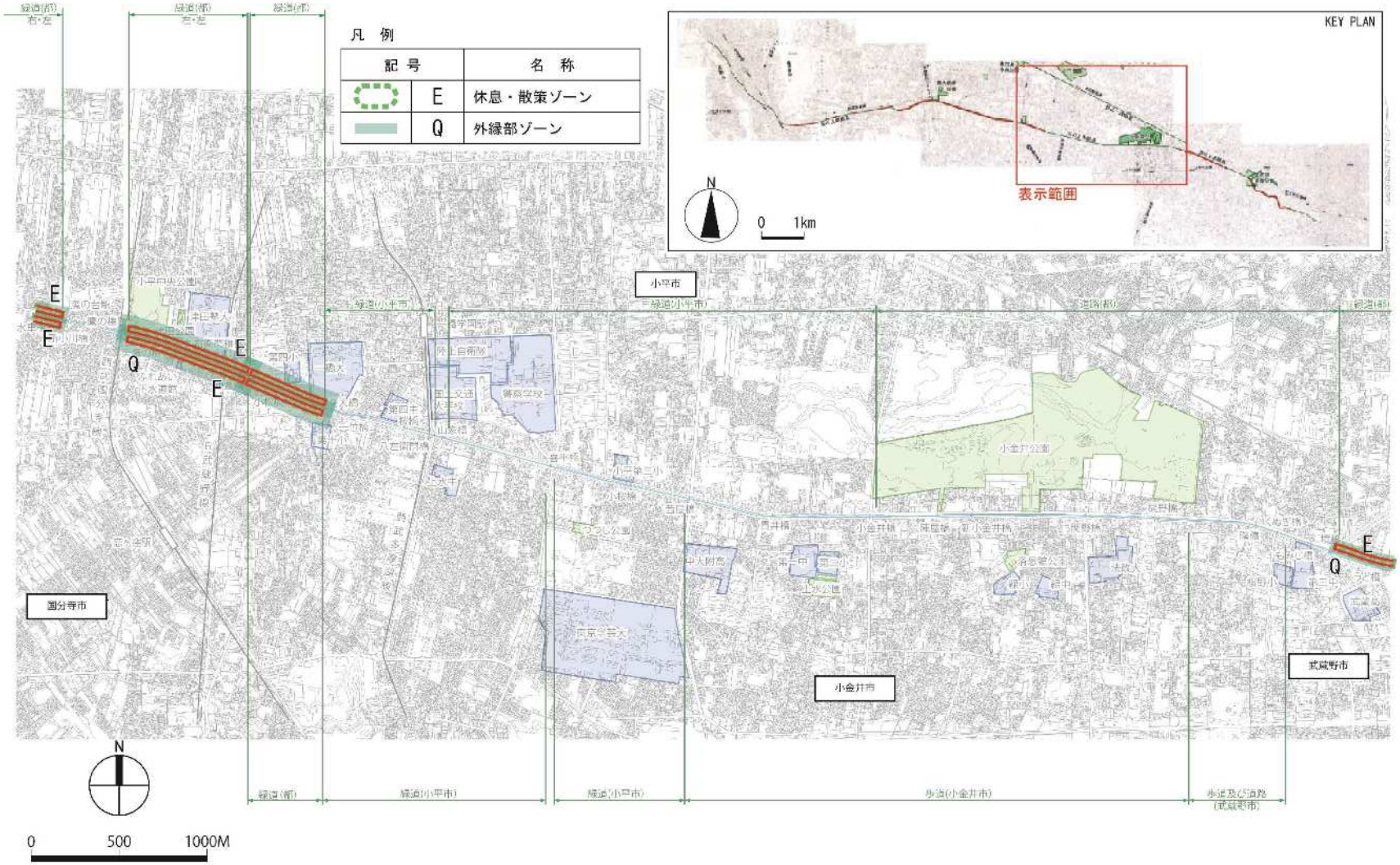

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

ゾーン別基本方針図（4）　玉川上水緑道

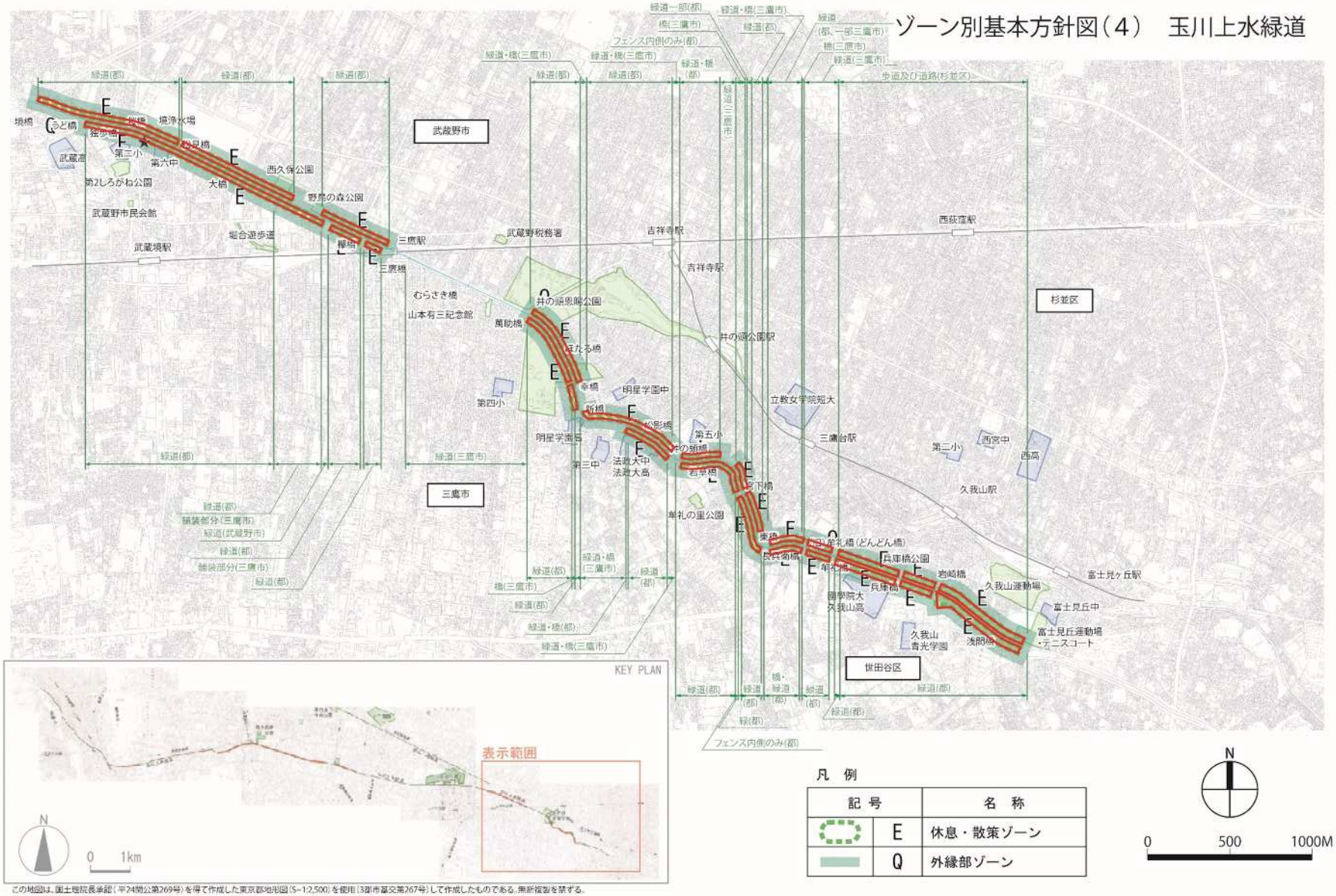

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3級市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

凡　例

記号		名　称
	E	休息・散策ゾーン
	Q	外縁部ゾーン

N

0　500　1000M

（２）維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるよう、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

２）本公園の維持管理における留意事項

①植物の維持管理

緑道の自然環境の保全や安全を確保するため、樹木の維持管理を計画的に行う。

特に園路や周辺の樹木については、適宜剪定等を行うとともに、交差点部分の視距を確保するため、定期的に点検し、必要に応じて支障枝の除去等を行う。また、自転車の利用が多いため、建築限界（2.5m）を確保するように適宜剪定等を行う。

②施設の維持管理

緑道の入口付近は、段差解消や車止めの位置の改善等を図り、安全を確保する

なお、掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財関連の手続き等により適切に行う。

③道路と重複する部分の管理

道路と重複する区域については、別途、道路管理者と交わされた基本協定に基づいて行う。

（３）運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

１）運営管理の基本事項

①　基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②　公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③　利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④　管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

２）本公園の運営管理における留意事項

①隣接する公園緑地等と連携した緑道

玉川上水の史跡区域は水道局が「史跡玉川上水整備活用計画」を作成し、整備活用事業を行っており、連携を図りながら、効果的な管理運営を行っていく。

②都民や関係機関との連携

玉川上水に関係する都民や各種団体、東京都水道局や環境局、教育庁等の関係機関との連携により、玉川上水の適切な管理を行うとともに、玉川上水の歴史や自然にまつわる取組などにより、利用促進を図る。

（４）安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

１）地震災害

・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

２）気象災害（台風、大雨、積雪等）

・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
・情報連絡体制の構築
・被害軽減のための事前処置の準備
・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

３）感染症など

・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
・基本的感染対策の徹底
・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

４）落枝・倒木

・日常的巡回時の異常把握と応急処置
・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
・計画的な樹木手入れ等の実施
・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

５）施設の損壊等

・日常的巡回時の異常把握と応急処置
・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
・計画的な補修や取り換え等の実施

（５）改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

Ⅳ 図面・写真

現況平面図（1）　玉川上水緑道

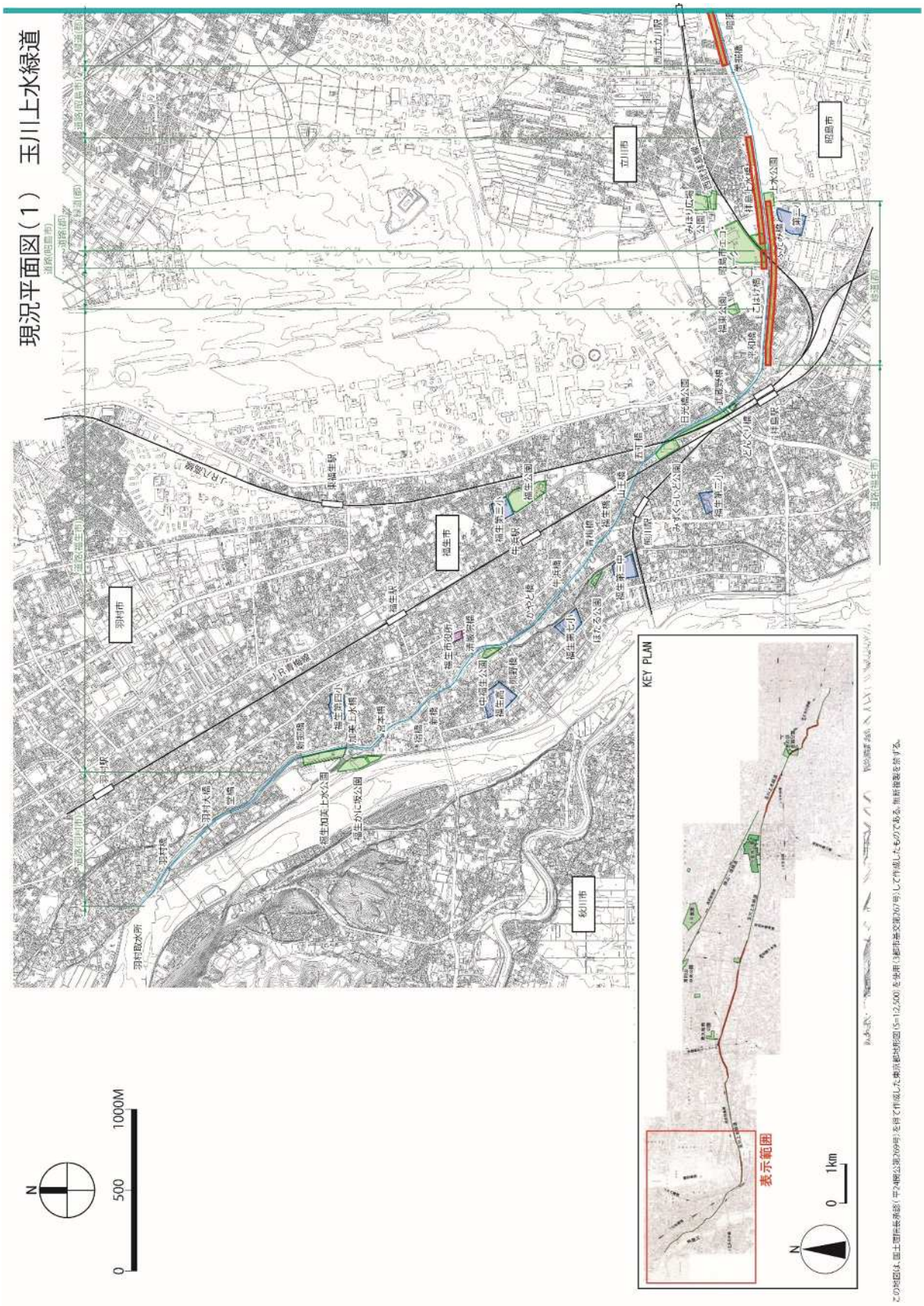

この地図は、国土地理院発行（平24情公第269号）を用いて作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（多摩建設事務所交第767号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

現況平面図（2）　玉川上水緑道

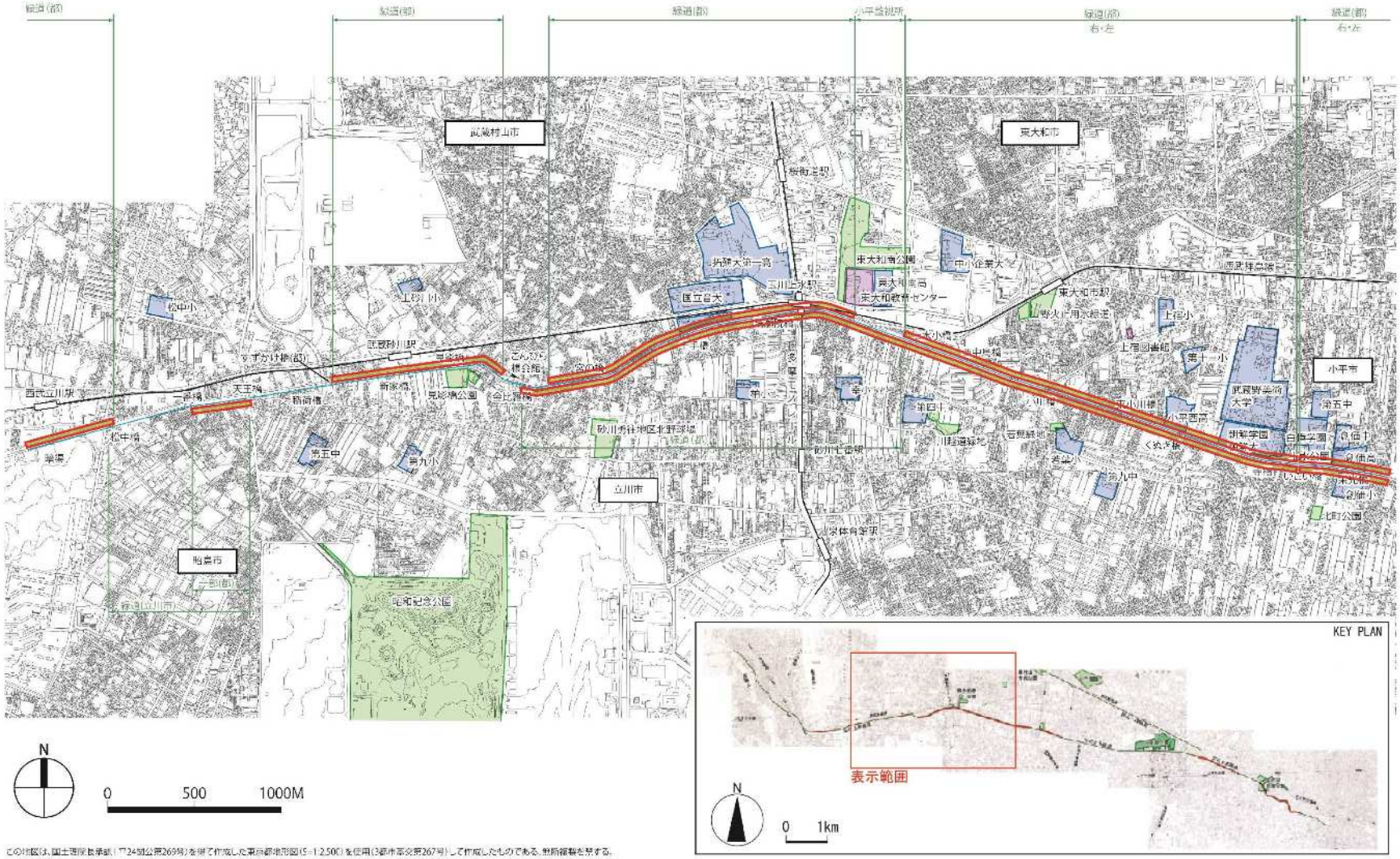

この地図は、国土地理院長承認（「24国公第269号」）を受けて作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市第公第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

現況平面図（3）　玉川上水緑道

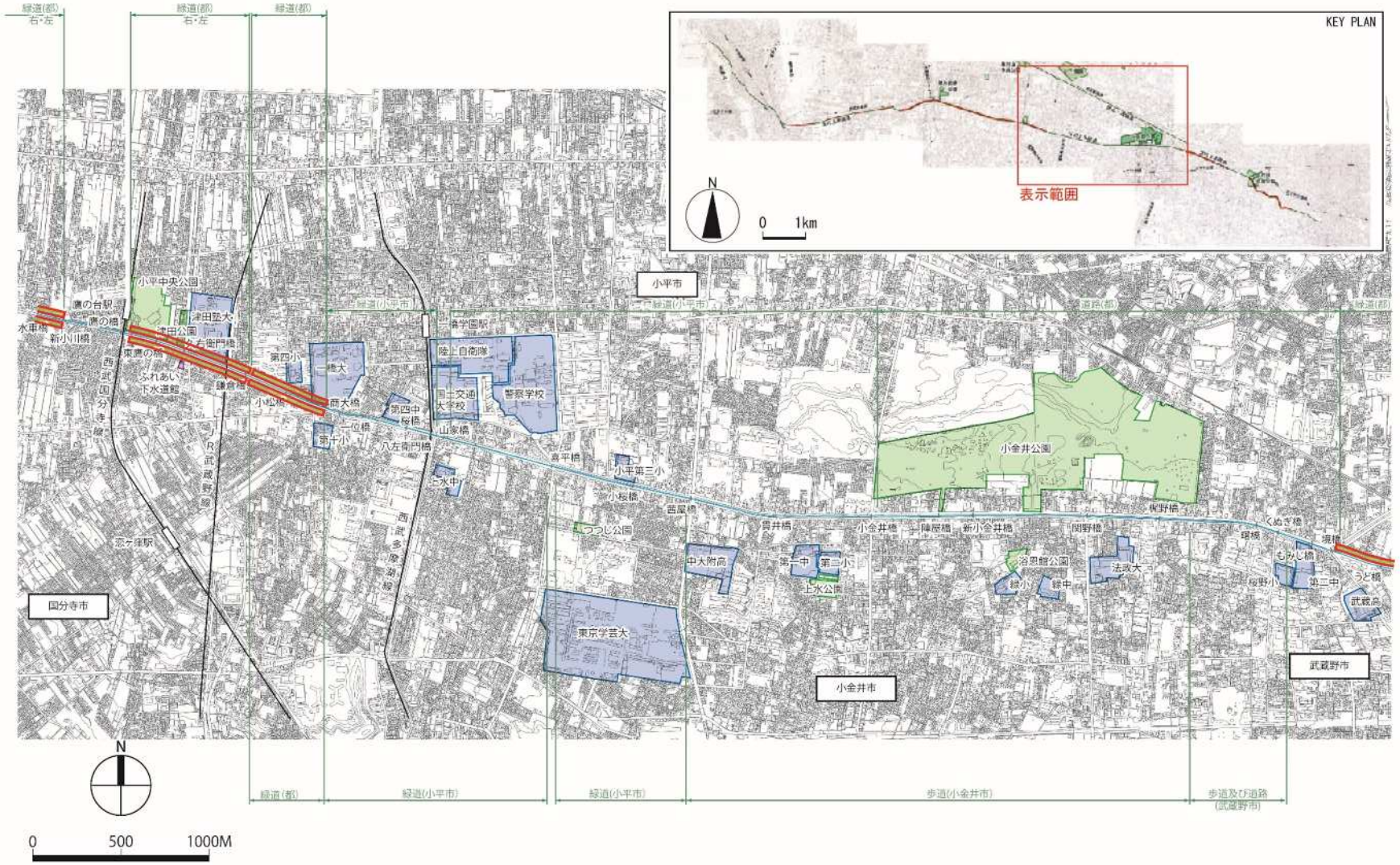

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都詳細形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

現況平面図（4）　玉川上水緑道

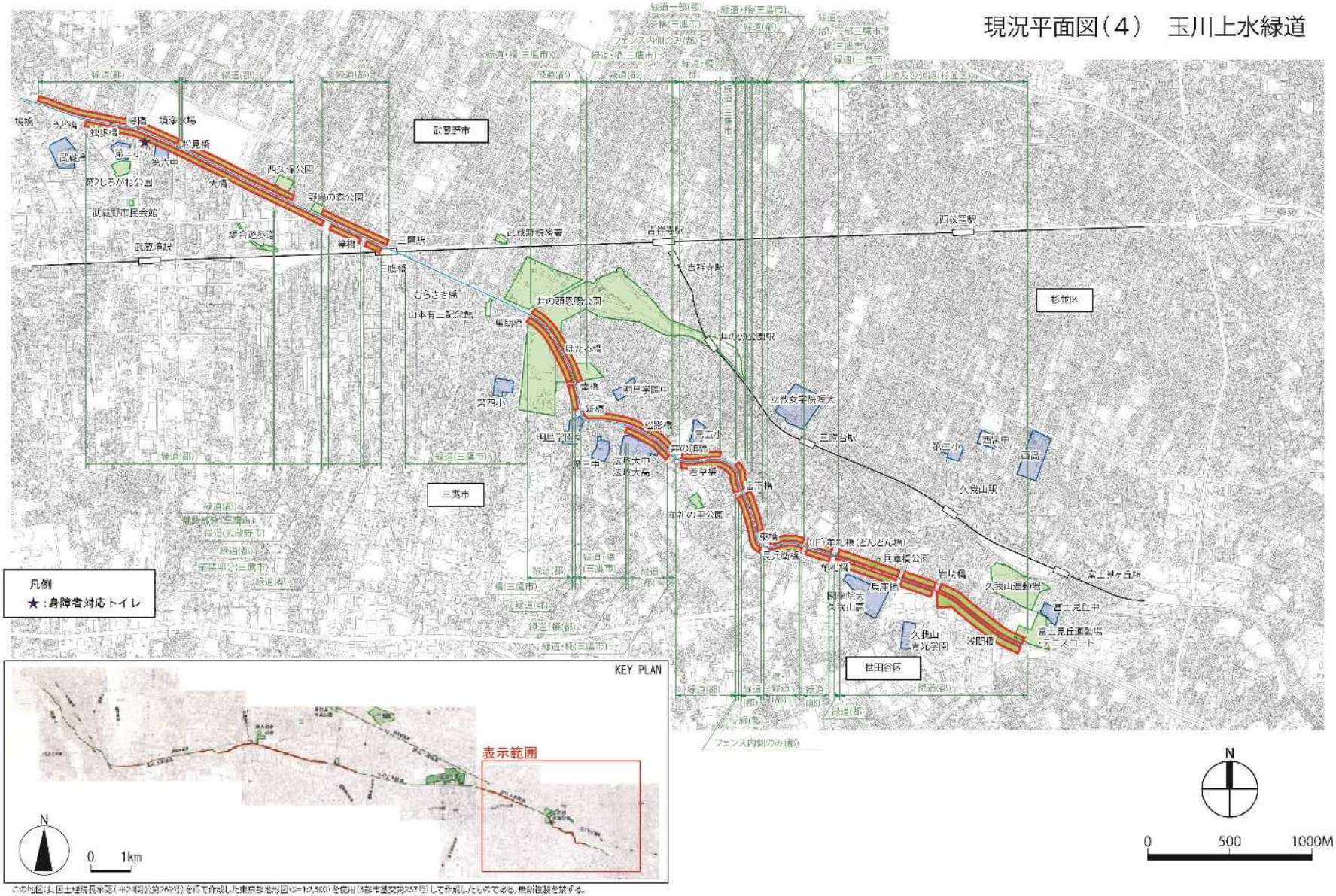

この地図は、国土地理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第257号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

周辺土地利用図（空中写真）

玉川上水緑道

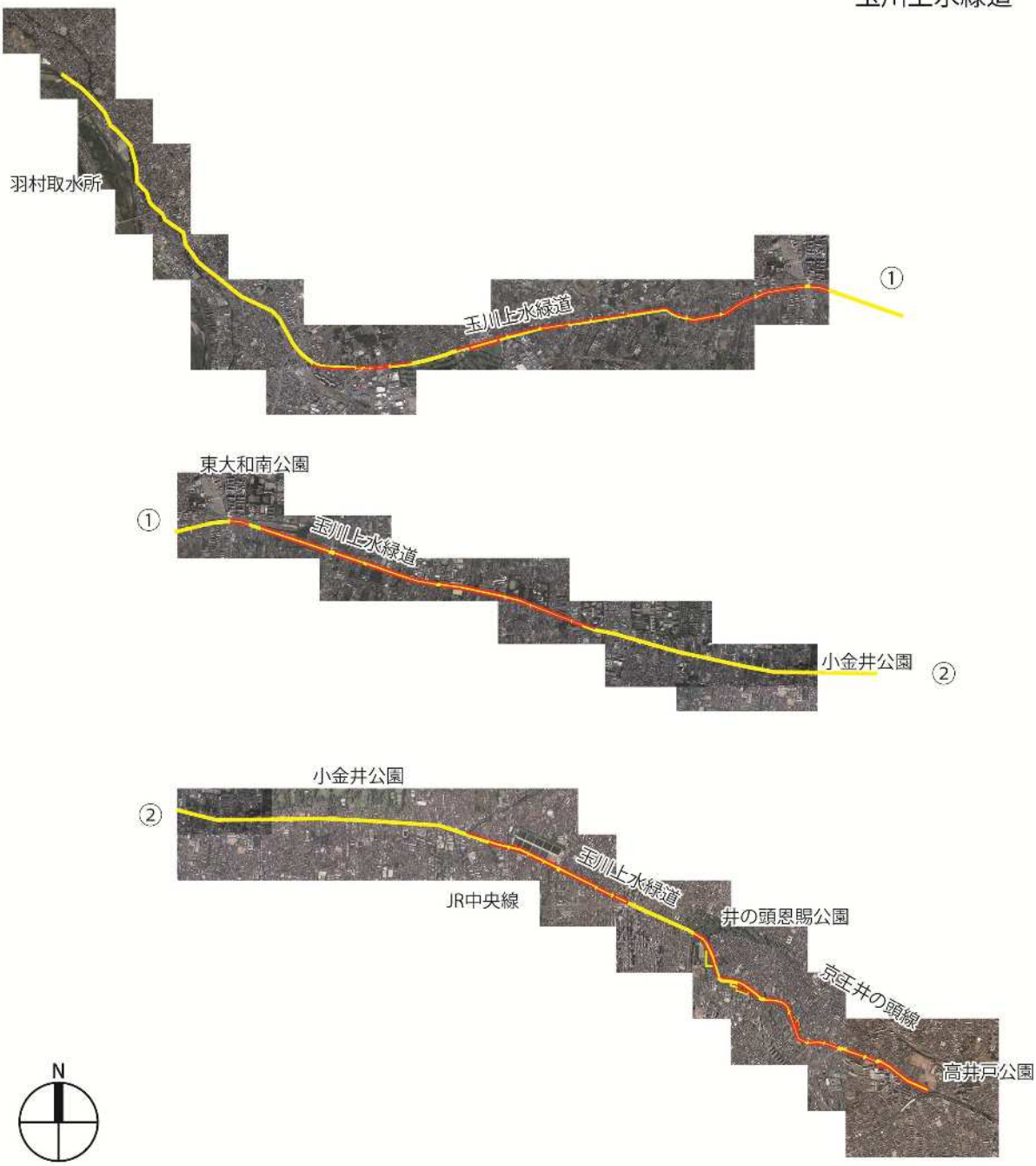

開園面積　14.67ha
撮影年月日　令和2年10月10日

：開園区域

：都市計画決定区域

周辺土地利用図（地図）

玉川上水緑道

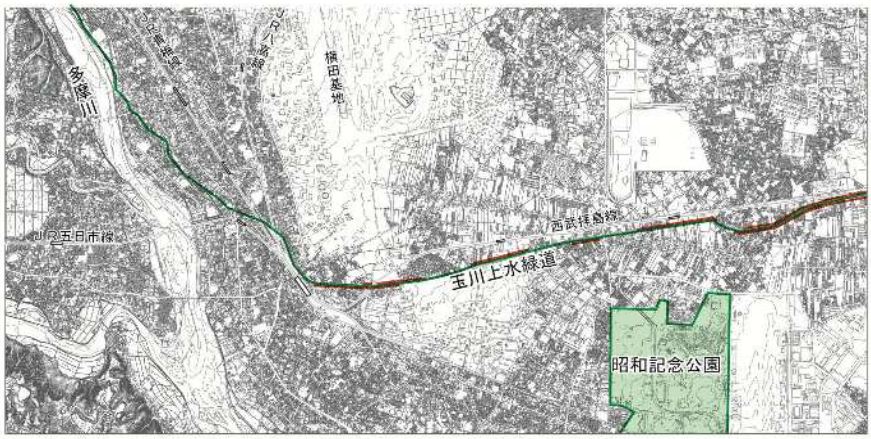

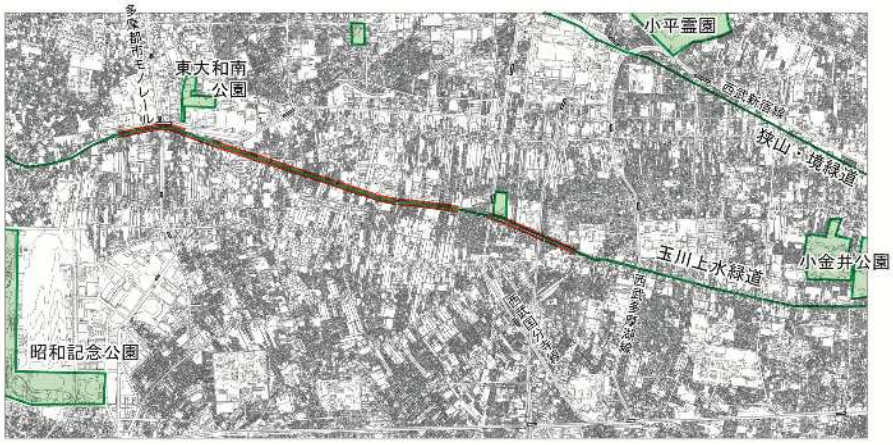

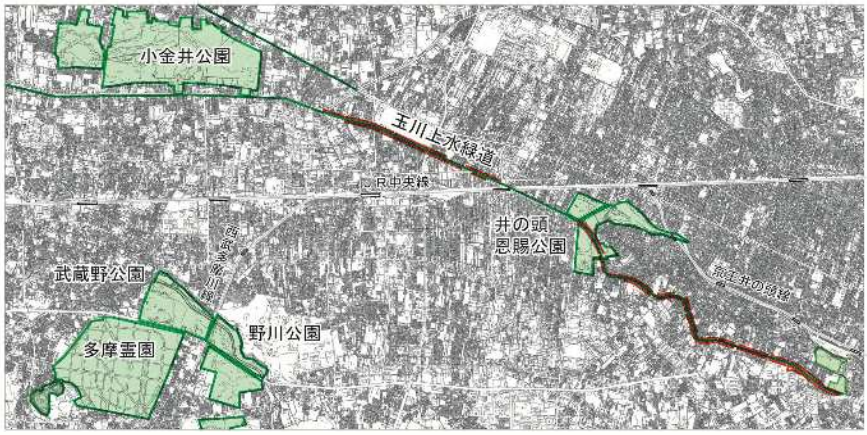

この地図は、国土理院長承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第267号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

:公園緑地
:開園区域
:鉄道

0　2500　5000M

N

玉川上水緑道の現況写真　【令和3年10月撮影】

①東大和 休憩所

②東大和～東村山

③東村山

④東村山・緑道入口

⑤東村山（大木が多い所）

⑥東村山ベンチ

⑦小金井 橋上から

⑧小金井西

玉川上水緑道の現況写真　【令和3年10月撮影】

⑨小金井 看板

⑩小金井東

⑪井の頭

⑫三鷹

⑬高井戸（高井戸公園側から）

⑭高井戸

⑮高井戸

⑯高井戸

＜資料編＞

資料１　パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・ＮＰＯ・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成 16 年８月に策定された。
・当初マスタープラン策定後 10 年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成 27 年３月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
・当該目標に対するプロジェクトについて、玉川上水緑道が担うことになるプログラムには◎を、玉川上水緑道が関係するプログラムには〇を付した。
・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係

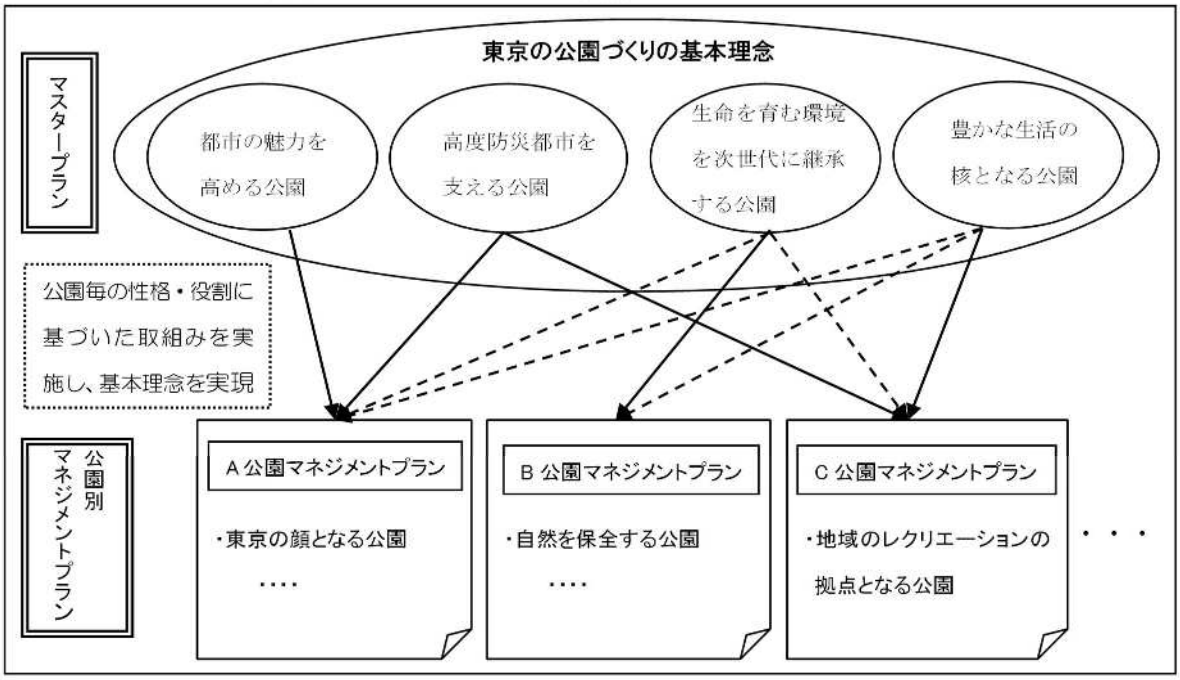

プロジェクト10の公園毎の位置づけ　玉川上水緑道

基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念1 都市の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	◎
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	◎
			環境負荷の少ない公園づくり	○
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進	◎
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	該当なし		
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
			多摩の森林の大切さを公園でアピール	○
基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出	◎
			公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
			鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○
		(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○

資料２　玉川上水緑道に関する資料

（１）公園の沿革

昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
昭和 47 年 1972 年	「中期計画」において、緑道の建設について都市緑化の一項目として位置づけ
昭和 54 年 9 月 1979 年	小平市の玉川上水遊歩道の該当設置に関する請願、趣旨採択
昭和 56 年 6 月 1981 年	6.4ha を開園 （商大橋-小川橋、けやき橋～境橋、牟礼橋～万助橋間約 9.0km）
昭和 57 年 6 月 1982 年	1.2ha を追加開園 （小川橋-玉川上水駅間、清願院橋-金毘羅橋間の一部）
昭和 58 年 6 月 1983 年	1.0ha を追加開園 （三鷹駅-けやき橋間、千手橋-宮ノ橋間）
昭和 59 年 6 月 1984 年	0.4ha を追加開園 （見影橋-一番橋間の一部）
昭和 60 年 6 月 1985 年	0.4ha を追加開園 （金比羅橋-見影橋、上水橋-松中橋間）
昭和 61 年 8 月 1986 年	1.0ha を追加開園（松中橋-こはけ橋間の一部） 清流復活事業により、小平監視所から下流に下水の高度処理水を放流
平成 4 年度 1992 年度	宮下橋下流に緑道に沿って約 0.2ha の広場を整備
平成 5 年 4 月 1993 年	東京都告示第 463 号により、都市計画変更
平成 5 年 6 月 1993 年	0.2ha を追加開園
平成 7 年 4 月 1995 年	福生市告示第 37 号により、都市計画変更。(2.1ha)
平成 7 年 6 月 1995 年	0.5ha を追加開園
平成 8 年 6 月 1996 年	0.2ha を追加開園
平成 14 年 4 月 12 月 2002 年	金比羅橋上流の砂川水衛所跡地含む 1.0ha を追加開園
平成 15 年 8 月 2003 年	「玉川上水」が国の史跡に指定される
平成 16 年 5 月 2004 年	東京都告示第 868 号により、都市計画変更
平成 17 年 4 月 2005 年	184 ㎡を追加開園
平成 25 年 6 月 2013 年	937 ㎡を追加開園
平成 26 年 3 月 2014 年	東京都告示第 269 号により、都市計画変更

平成 26 年 9 月　　0.2ha を追加開園
　2014 年
平成 27 年 9 月　　0.3ha を追加開園
　2015 年
平成 28 年 4 月 6 月　0.3ha を追加開園
　2016 年
平成 29 年 7 月　　0.3ha を追加開園
　2017 年
令和元年 6 月 10 月　0.5ha を追加開園
　2019 年
令和 3 年 2 月　　0.2ha を追加開園
　2021 年

（２）公園の自然・社会環境

１）自然環境

・本緑道は、既成市街地に残された帯状の緑地帯である。
・本緑道の現況は、玉川上水沿いの平たん地に整備された遊歩道であり、表面はほとんどが土舗装である。遊歩道わきにはクヌギ･コナラ、サクラ等が植栽されている。
・昭和 61 年８月の東京都による清流復活事業により、小平監視所から下流に下水の高度処理水を放流することになり、玉川上水の流れが復活した。

２）社会的環境

・本緑道沿いには小中学校および高校、大学等が多く立地している。
・本緑道沿いには小金井公園、井の頭恩賜公園、高井戸公園などの公園緑地があり、緑道の緑とともに良好な自然環境をつくりだしている。また、緑道に交差する道路には、街路樹等も植栽されており、緑を結ぶネットワークが形成されている。
・ＪＲ中央線・青梅線、西武国分寺線・拝島線、多摩都市モノレール、幹線道路などが交差・平行している。
・本緑道の周辺には、三鷹市に神田上水水源碑、武蔵野市に国木田独歩詩碑、小金井市に名勝「小金井（サクラ）」、天然記念物のマツ、桜提、小平市に小平水衛所、野火止用水などの史跡が点在している。
・本緑道の沿道は、住宅地を中心に、様々な土地利用がなされており、都心部に近づくほど高密度な土地利用がなされている。

（３）園内のトピックス

①樹木

玉川上水は飲料水として用いられていたので、水の清浄と美観を保つため両岸にはマツやスギが植えられていた。今も武蔵野の面影をとどめるように、上流にはクヌギ、コナラ、マツ、そして下流にはシデ、エゴノキなどの鬱蒼とした林がつづく。また、途中の小金井市や三鷹市あたりでは、サクラやケヤキが多く見られる。

②史跡

玉川上水路は、1654 年に完成して以来、江戸・東京市中へ上水を給水するための施設として重要な役割を果たしてきた。現在も上流部は東村山浄水場及び小作浄水場に水道原水を導水する施設として都民生活を支えている。小平監視所から下流は上水路としての機能は失ったものの、昭和 61 年８月、中流部（小平監視所から杉並区浅間橋）は清流復活事業によって下水の高度処理水が通水され、流れが復活した。また中流部沿いには江戸時代から花見の名所となっていた名勝「小金井（サクラ）」

のヤマザクラ並木があり、多くの人々に親しまれる憩いの場となっている。
　玉川上水は、それ自体、江戸時代の土木事業を今に伝える史跡である。平成 15 年には、国の史跡として玉川上水（緑道部分含まず）が指定された。

（４）本公園の管理運営にあたって留意すべき法や条例

・文化財保護法
・鳥獣保護管理法
・土砂災害防止法
・東京都風致地区条例
・東京都景観条例
・東京における自然の保護と回復に関する条例　等

（５）利用状況等データ

１）公園占用の状況

（件）

項目	２年度	元年度	３０年度	２９年度	２８年度
写真撮影	－	－	－	1	1
映画等の撮影	－	－	－	6	1
その他	3	2	10	5	6

２）主な催し物

令和２年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	むさしのエコツーリズム	2 月	－
	2	外国語ガイドウォーク	2 月	－
	3	野鳥観察マナーアップキャンペーン	12 月～2 月	－
	4	犬のマナーアップキャンペーン	12 月	34
自主事業	1	ノルディックウォーキング教室	11 月	2
	2	公園まちガイドマップ	11 月～3 月	－
	3	環境教育支援ガイドブック	11 月／12 月	－
	4	パークモニタリングアプリ	通年	－
都民協働	1	緑道管理のガイドライン作成準備	10 月／2 月／3 月	－
	2	地域団体等との情報交換、各種連携	10 月～3 月	－
	3	教育機関等との連携	4 月／3 月	－

令和元年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	ガイドウォーク	4 月	17
	2	むさしのエコツーリズム	5 月／3 月	－

	3	野鳥観察マナーアップキャンペーン	12 月／1 月	－
自主事業	1	犬のマナーアップキャンペーン	6 月	－
都民協働	1	緑道管理のガイドライン作成準備	5 月／8 月／12 月／2 月	－
	2	教育機関等との連携	5 月／6 月／8 月／10 月／2 月	358

平成 30 年度実施分

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数（人）
イベント	1	野鳥観察マナーアップキャンペーン	12 月／1 月	－
自主事業	1	ノルディックウォーキング教室	3 月	10
	2	からだ測定プログラム	3 月	10
	3	犬のマナーアップキャンペーン	6 月	133
都民協働	1	緑道管理のガイドライン作成準備	4 月／6 月／12 月／2 月	－
	2	教育機関等との連携	4 月／7 月／10 月／2 月	260